

---

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回川西町議会定例会第13日目の会議を開きます。

(午前10時40分)

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎議第48号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定についてから議第47号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第48号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定についてから議第47号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該11議案については、本定例会第1日目の6月3日本会議において、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会並びに予算特別委員会に審査を付託いたしました。その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会並びに予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長伊藤 進君。

8番伊藤 進君。

(総務文教常任委員会委員長 伊藤 進君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、総務文教常任委員会付託議案について報告をいたしま

す。

令和2年6月3日、第2回川西町議会定例会本会議において総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を、次のとおり報告いたします。

1、審査日程については記載のとおりであります。2、議案説明のため当局より出席した者は記載のとおりであります。3、付託議案については記載のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並び意見等の結果について、朗読いたします。

(1) 議第48号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について。

新型コロナウイルス感染症に係る地方税法等の一部改正に伴い、関係条例を改正する旨の説明を受け、窓口における手続を簡略化するとともに、事務処理上の誤りを防ぐ工夫に努めるよう意見を付した。

(2) 議第49号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税を軽減する旨の説明を受け、関係手続を簡略化するとともに、町民に対し分かりやすく周知するよう意見を付した。

(3) 議第51号 川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山形県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金に係る申請の提出の受付をする必要があるため、改正する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

以上です。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。  
議第48号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定について。  
本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。  
総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。  
議第49号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。  
本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。  
総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。  
議第51号 川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。  
本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。  
総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。  
次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求め  
ます。

産業厚生常任委員会委員長神村建二君。

9番神村建二君。

(産業厚生常任委員会委員長 神村建二君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 産業厚生常任委員会付託議案審査報告書でございます。

令和2年6月3日、第2回川西町議会定例会本会議において産業厚生常任委員会に付託さ  
れた議案についての審査の経過と結果を、次のとおり報告いたします。

1、審査日程、2、議案説明のため当局より出席した者、3、付託議案、以上は記載のと  
おりでございます。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第52号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯について、減免等を実施するとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得層である第1段階から第3段階の第1号被保険者の保険料軽減を図るため、本条例の一部を改正する旨の説明を受け、関係する所管課の情報共有を図り、町民に分かりやすく説明するよう意見を付した。

(2) 議第53号 字の区域及び名称の変更について。

県営土地改良事業谷地地区の実施に伴い、従来の字界を変更する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第52号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第53号 字の区域及び名称の変更について。

本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長井上晃一君。

1 番井上晃一君。

(予算特別委員会委員長 井上晃一君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る6月3日、議会定例会本会議において本特別委員会に付託されました議第50号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第43号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第3号)、議第44号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第45号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第46号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第47号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)、以上6議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された6議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第44号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第45号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第46号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、以上3議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第50号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第43号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第3号)、議第47号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)、以上3議案につきましては、少数の反対者がありましたが、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご

協力をいただきました。

これをもって予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び令和2年度川西町各会計補正予算5議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第50号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第43号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第3号)、議第44号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第45号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第46号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第47号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)、以上、川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、令和2年度川西町各会計補正予算5議案について、予算特別委員会委員長の報告は6議案とも可決であります。予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会報告

○議長 日程第2、令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会報告、これを議題といたします。

本案は、令和元年台風19号の被災に関する調査について、令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会において調査を行ってきたものでありますが、このたび調査が終了したことから、川西町議会会議規則第77条の規定に基づく委員会報告書の提出がありましたので、議題とするものであります。

令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会委員長より報告を求めます。

令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会委員長神村建二君。

9番神村建二君。

○令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会委員長 本特別委員会に付託された事件について、調査が終了したので、川西町議会会議規則第77条の規定に基づく委員会調査結果を報告いたします。

令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会調査報告書、1、付託事件、令和元年台風19号の被災に関する調査、2、委員定数13名、3、委員氏名、議長を除く議員全員でございます。4、設置期間、令和元年12月16日から審査事件に係る調査が終了するまでの間、5、本特別委員会の設置に至る経過、本議会は、令和元年10月12日に上陸し、甚大な被害をもたらした台風19号における本町の被災者等への復旧対策について調査するため、令和元年12月16日開催の議会定例会において本特別委員会を設置したものである。6、調査結果、(1) 会議の開催状況、日時、会議名、協議事項等は記載のとおりでございます。(2) 調査の状況、第1回本特別委員会においては、正副委員長、小委員会委員を各常任委員会より選任し、調査研究体制を確立した。

第1回小委員会においては、正副委員長を互選した。

第2回小委員会においては、令和元年12月時点の被災対策業務状況についての調査及び今後の進め方について検討を行った。今後の進め方については、小委員会は随時開催することが確認された。

第3回小委員会においては、前回以降の被災対応業務状況についての調査及び今後の特別委員会の調査内容について検討を行った。

第2回本特別委員会においては、これまでの被災状況及び対応業務の進捗状況について経過報告した。また、今度の進め方について協議し、被災地等の現地調査を行うこととした。

第3回本特別委員会においては、被災地及び関係箇所の現地調査を行った。

第4回小委員会においては、その後における被災対応業務状況についての調査を行い、再度確認が必要な事項について整理し、当局に回答を求めることとした。また、6月定例会において、本特別委員会の取りまとめを行う方向で準備を進めることとした。

第5回小委員会においては、本特別委員会の調査及び調査報告書の取りまとめについて検討を行い、検討結果について、第4回本特別委員会に報告することとした。

第4回本特別委員会においては、これまでの調査結果を行い、今回をもって調査事件を終了とすることが確認された。また、本特別委員会報告書について取りまとめを行い、全員協

議会に提出することとした。

7、調査結果、令和元年12月16日、令和元年10月12日に上陸し、甚大な被害をもたらした台風19号における本町の被災者等への復旧対策について調査するため、特別委員会を立ち上げ、前述のとおり、対応状況、現地調査等を行い、また、適宜に特別委員会全体での確認を行い、次の事項について、当局宛て申し入れることとした。

- (1) 準用河川万福寺川堤防のかさ上げの早期実現。
- (2) 被災者支援制度の充実。
- (3) 県管理の河川、樋門等の管理強化に対する要望。

以上、本特別委員会の調査結果の報告とする。

○議長 令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会委員長の報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら、発言を許します。

(なし)

○議長 別にないようでありますので、委員会報告を終わります。

なお、令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会は、調査が終了しましたので、消滅といたします。長期間の調査、誠にご苦労さまでした。

---

#### ◎発議第4号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第3、発議第4号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長 以上をもって、全日程を終了いたしました。

これをもって、令和2年第2回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午前11時11分)